

事 務 連 絡
平成25年2月12日

各都道府県・政令指定都市消費者行政担当課長 殿

消費者庁消費者安全課長

リコール情報周知にかかる御協力のお願い

平素より消費者行政の推進に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

火災・重傷等の重大製品事故の約1割がリコール対象品によるものであり、消費者庁では、これらの事故等の再発を防止するために、リコール対象品に関する情報を消費者に周知する取組を進めています。

リコール対象品による消費者事故の再発防止に向け、このようなリコール情報の消費者へのさらなる周知を行いたく、下記のとおり、当庁の取組について御協力をいただきたくお願い申し上げます。各都道府県におかれましては、貴管内の市区町村にも御周知をお願い申し上げます。

記

1. 消費者からリコール情報に関する相談を受けた際に「消費者庁リコール情報サイト」の紹介・活用をお願いします。

消費者庁リコール情報サイト <http://www.recall.go.jp/>

2. 各地方公共団体等のホームページに当サイトへのリンクを設定ください。
(バナー及びリーフレットの電子媒体を添付していますので御活用ください)

※「消費者庁リコール情報サイト」は、消費者にさらに分かりやすくリコール情報をお届けすることを目的として今年度中に改修作業を行う予定です。その一環で、本サイトに「消費者の窓リコール情報ポータルサイト (<http://www.consumer.go.jp/recall/index.html>)」へのリンクを設定する予定であることを申し添えます。

3. 厚生労働省及び文部科学省から、以下に記載の団体・関係部署を対象に、当サイトの周知・活用依頼が行われていることを踏まえ、貴庁内の関係部署にも情報提供いただき、連携した当サイトの御周知をお願いします。

なお、介護保険担当部署については、所管する関係施設等にも周知いただくよう御依頼いただきたくお願い申し上げます。

※厚生労働省・・・介護福祉施設等の業界団体（別紙1）

児童福祉主管部局（別紙2）

※文部科学省・・・教育委員会総務担当課、私立学校主管部課、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体担当課、附属学校を置く各国立大学法人担当課（別紙3）

以上

<本件問合せ先>

消費者庁 消費者安全課

前内、佐藤

電 話：03-3507-9199

F A X：03:3507-9290

事務連絡
平成 25 年 月 日^{注)}

(関連業界団体) 御中^{注)}

厚生労働省老健局〇〇〇〇〇課^{注)}

「消費者庁リコール情報サイト」の周知について

消費者庁では、リコール品による事故の再発防止に向け、リコール情報を消費者にわかりやすく提供することを目的として、平成 24 年 4 月に「消費者庁リコール情報サイト」の運営を開始しております。

このたび、消費者庁より、当サイトのさらなる周知・普及について依頼がありましたので、貴会会員等への周知について御協力いただきますよう、お願い申し上げます。

注)

平成 25 年 2 月 1 日付、高齢者支援課より

- 全国老人福祉施設協議会
- 全国有料老人ホーム協会
- 全国特定施設事業者協議会
- サービス付き高齢者向け住宅協会
- 日本認知症グループホーム協会

平成 25 年 1 月 25 日付、老人保健課より

- 全国老人保健施設協会
- 日本慢性期医療協会

事務連絡
平成25年 1月31日

各

都道府県
政令指定都市
中核市

 児童福祉主管部局 御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課

「消費者リコール情報サイト」の周知について

消費者庁では、リコール品による事故の再発防止に向け、リコール情報を消費者に分かりやすく提供することを目的として、平成24年4月に「消費者リコール情報サイト」の運営を開始しております。

当サイトのさらなる周知・普及について依頼がありましたので、別添（リーフレット）を活用し、児童福祉施設等の職員と関係する保護者への周知についてご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

※ なお、平成25年4月1日より、当該情報サイトに新たな機能が追加（掲載情報に写真を添付等）される予定

事 務 連 絡
平成 2 5 年 2 月 〇 〇 日

各都道府県教育委員会総務担当課 御中
各都道府県私立学校主管部課
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体担当課
附属学校を置く各国立大学法人担当課

文部科学省大臣官房総務課

「消費者庁リコール情報サイト」の周知について

消費者庁では、リコール品による事故の再発防止に向け、リコール情報を消費者にわかりやすく提供することを目的として、平成 24 年 4 月に「消費者庁リコール情報サイト」の運営を開始しております。

このたび、消費者庁より、別紙の通り当該サイトのさらなる周知・普及について依頼がありましたので、域内の市町村教育委員会、所管又は所轄の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、高等専修学校、中等教育学校及び特別支援学校等へ周知いただきますよう、お願い申し上げます。

<本件担当>

文部科学省 大臣官房総務課 青木

電 話：03-6734-2156

FAX：03-6734-3590